

別表第 1

宿泊料金等の算定方法（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料（又は室料+朝・夕食料）
	追加料金	② 飲食代及びその他の利用料金
	税金	③ 消費税